別記基金様式第22号

□消防団員 □水防団員	奨学援護金に関する異動報告書	承認番号	ガー　　ー 年　　月　　日

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長 殿 下記のとおり奨学援護金に関する異動を報告します。	住所 氏名（ふりがな）
消防団員又は水防団員の氏名（ふりがな）	

損害補償を行う市町村又は組合名	都道府県　市町村　組合	事故発生日	年　月　日
		傷病等級該当、治ゆ又は死亡した日	年　月　日
		傷病障害　等級	第　級　号
		年金支払決定番号	ビシーイ　ー

異動内容	

異動した者の氏名		異動年月日	年　月　日

備考	

［注意事項］

1　「承認番号」の欄には、基金の送付した奨学援護金決定通知書の承認番号を記入すること。

2　「異動内容」の欄には、次の各号に掲げる事由の生じたときに、その状況を記入し、当該各号に定める書類を添付すること。ただし、この報告書の提出前に既に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。

（1）　奨学援護金の支給を受けている者について、次に掲げる事由が生じたとき。

ア　奨学援護金の支給を受けている者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合

（ア）　死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し

（イ）　障害の程度に変更が生じ障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し

イ　奨学援護金の支給を受けている者が遺族補償年金の受給権者である場合

（ア）　死亡したとき……その者の死亡を証する書類又はこれらの写し

（イ）　婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

（ウ）　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

（エ）　離縁によって死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

（オ）　18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき……その事実を認めることのできる書類

（カ）　障害の事情がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する医師の診断書若しくはこれに代わる書類又はこれらの写し

（キ）　(ア)から(カ)までの一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学援護金に係る在学者等である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき……その事実を証する書類

（ク）　在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類

（2）　奨学援護金に係る在学者等について、次に掲げる事由が生じたとき。

ア　在学又は在校しなくなったとき……死亡したため在学又は在校しなくなったときは死亡を証する書類又はこれらの写し

イ　第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類

ウ　婚姻（内縁を含む。）をしたとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

エ　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

オ　離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき……その事実を証する市町村長の発行する証明書

カ　高等専門学校の第4学年に進級したとき……在学を証明する書類

キ　休学又は停学処分を受けたこと等により奨学援護金の支給を受ける必要がなくなったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類

（3）　奨学援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学援護金に係る在学者等の氏名、住所、学校等の名称若しくは学校等の所在地に変更があったとき……その事実及び事実の生じた年月日を証する書類